

温泉利用計画 形式審査表（イベント等における仮設の施設）

項目	審査内容	該当条文	適否
利用計画書			
1	温泉利用計画書に記載漏れはないか。	要領 2-2-(2)-4-(7)	
2	仮設的利用許可と内容に相違ないか。	要領 2-2-(2)-7	
次の書類が添付されているか。			
3	温泉採取地から利用場所までの温泉の運搬経路及び所要時間を明示した書類	要領 2-2-(2)-4-(4)	
4	温泉を運搬するタンクローリー又はポリ容器等の構造が確認できる書類	要領 2-2-(2)-4-(5)	
5	利用場所を明示した平面図	要領 2-2-(2)-4-(イ)	
6	換気方法や事故発生時の対処方針等、硫化水素中毒に対する安全対策を明示した書類（硫黄泉を利用する場合のみ）	要領 2-2-(2)-4-(オ)	
タンクローリー又はポリタンクについては、以下の基準を満たしているか。			
7	成分が変化しやすい温泉 ^{※1} 又は金属に対して腐食作用を有する温泉 ^{※2} にあつてはその温泉の特性を掲示又は伝達するよう努めること。 ※1：硫黄泉、二酸化炭素泉、放射能泉及び鉄泉 ※2：硫黄泉、二酸化炭素泉、強塩泉及び酸性泉	H8 ♪ 2-(2) H9 ♪ 2-(2)⑭	
8	タンクローリー又はポリ容器による温泉の供給にあつては、定期的な清掃等衛生管理に努めること。	H8 ♪ 2-(3)	
供給する温泉は、次の基準を満たしているか。			
9	供給する温泉に高濃度の硫化水素 [※] が含まれないこと。 （高濃度の硫化水素を含む温泉の供給は、浴槽における利用に際し中毒事故の危険性があることから、許可しない。） ※：1回当たりの温泉の供給量中の遊離硫化水素(H ₂ S)の量（温泉中の遊離硫化水素濃度(mg/l)×温泉の供給量(l)）が200mgを超える場合	H8 ♪ 2-(1) H9 ♪ 2-(1)⑫	

要領：広島市温泉事務処理要領

H8 ♪：タンクローリー等に係る温泉法第15条等の運用について（平成8年9月24日環自施第224号環境庁自然保護局長通知）

H9 ♪：タンクローリー等に係る温泉法第15条等の運用について（平成9年1月27日環境庁自然保護局施設整備課事務連絡）